

2020(令和2)年12月1日

株式会社Oz 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8978 FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠

再申入書

当会の申入書に対し2020年10月21日付の「ご連絡」書面によるご回答を頂きありがとうございました。

ご回答をふまえ、下記のとおり再申入れをいたします。

つきましては、2020(令和2)年12月18日までに、再申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本再申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがあることを念のため申し添えます。

記

貴社の契約書面について

1 申入事項

不返還条項の内容を見直していただくよう申入れた点について、貴社からは途中解約をしないことを条件に割安なサービスを提供しているとのことご回答であり、このご回答は当該条項の見直しをしない趣旨であると考えます。

しかし申入書でお伝えしたとおり、当該契約は準委任契約であるため民法上はいつでも解除ができ、履行の程度に応じて精算すべきものとされております。そうしますと、一切の返還をしない旨の当該条項は未履行部分の全額を違約金として定める条項であるといえます。

そして消費者契約法第9条第1号は「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」について、その超える部分については無効と定めていますから、当該条項はこの

平均的損害を超える部分について、同法に違反し無効な条項となります。

貴社のご回答では、途中解約をしないことを条件に割安なサービスを提供しているとのことですが、そのような条件を定めたとしても、平均的損害を超えるような違約金の定めが法律上有効とされるものではありません。例えば消費者が貴社に申込みをし料金を全額支払った直後、まだサービスの提供を受ける前に解除を申し出た場合に、料金全額に相当する損害が貴社に生じていないことは明らかですから、この場合に違約金額が平均的損害を超えることも明らかといえます。従って当該条項は消費者契約法第9条第1号に違反することになります。

解約がされた場合の精算について定める条項は、同法に違反しない内容となるよう修正いただくよう、再度申入れを致します。

2 要望事項

(1) 責任免除条項について、条項を改めるとのご回答をいただきありがとうございました。条項の修正時期の目処についてお知らせいただきますようお願い致します。また、条項を修正されましたら、修正後の契約書面を当会あてご送付くださるようお願い致します。

(2) 契約内容の明確化および平易化の点につきましてもご検討いただけるとのご回答をいただきありがとうございました。この点につきましても、条項を修正されましたら、修正後の内容を当会あてご送付くださるようお願い致します。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 吉川、清水

TEL:048-844-8972/FAX:048-829-7444